

医学研究の利益相反（COI）に関する共通指針

序文

一般社団法人日本肥満学会（以下、本学会と略す。）が主催する学術講演会や刊行物等で発表される研究成果には、各種の疾患を対象とした診断・治療・予防法開発のための医学研究や、新規の医薬品・医療機器・医療技術を用いた医学研究が数多く含まれているおり、その推進には製薬企業、ベンチャー企業などとの産学連携活動（共同研究、受託研究、技術移転・指導、奨学寄付金、寄付講座など）が大きな基盤となっている。

産学連携による医学研究が盛んになればなるほど、公的な存在である大学や研究機関、学術団体などが特定の企業の活動に深く関与することになり、その結果、教育、研究という学術機関ならびに学術団体の責任と、産学連携活動に伴い生じる個人の得る利益とが衝突し相反する状態が必然的、または不可避免的に発生し得る。こうした状態が「利益相反 conflict of interest（以下、COI と略す。）」と呼ばれるものであり、この COI 状態を学術機関・学術団体が組織として適切に管理していくことが、産学連携活動を適切に推進するうえで乗り越えていかなければならない重要な課題となっている。また、他の領域の産学連携研究とは異なり、医学研究の対象・被験者として、健常人ならびに患者などの参加が不可欠である。医学研究に携わる者にとって、資金及び利益提供者となる企業組織、団体などとの利益相反状態が深刻になればなるほど、被験者の人権や生命の安全・安心が損なわれることが危惧されるし、また研究の方法や、データの解析、結果の解釈が歪められるおそれも生じる。一方、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価や発表がなされないことも起こりうる。しかし、過去の集積事例の大半は、産学連携に伴う COI 状態そのものに問題があったのではなく、それを適切にマネジメントしていなかったことに問題があるとの指摘がなされている。近年、国内外において、多くの医学系の施設や学術団体は医学研究の公正・公平さの維持、学会発表での透明性、かつ社会的信頼性を保持しつつ産学連携による医学研究の適切な推進を図るために、医学研究にかかる COI 指針を策定しており、その適切な COI マネージメントによって、正当な研究成果を社会へ還元するための努力を重ねている。

本学会においても会員などが本学会の主催する発表などで COI 状態にあるスポンサーとの経済的な関係を一定要件のもとに開示することにより、会員などの COI 状態を適正にマネジメントし、社会に対する説明責任を果たすために、本学会の利益相反の共通指針を策定する。

「医学研究の利益相反に関する共通指針」の細則

一般社団法人日本肥満学会（以下、本学会と略す。）は肥満学に関する学術及び応用の研究についての発表及び連絡、知識の交換、情報の提供等を行なうことにより、我が国における学術の発展と人類の福祉向上への寄与を図る。

「医学研究の利益相反に関する共通指針」の細則（以下、本指針細則と略す。）は、本学会における医学研究の公正・公平さを維持し、学会発表での透明性、社会的信頼性を保持しつつ産学連携による医学研究の適正な推進を図るために、日本医学会、日本内科学会などの関連学会の指針を基盤として策定したものである。本学会は本学会会員などの利益相反 Conflict of Interest（以下、COI と略す。）状態を公正にマネジメントし、適正かつ円滑な運用のために本指針細則を次の通り定める。

第1条（本学会講演会などにおける COI 事項の申告）

第1項

会員、非会員の別を問わず発表者は本学会が主催する講演会（学術総会、アデイポサイエンス・シンポジウム、その他講演会）、市民公開講座、及び関連学術講演会などで医学研究に関する発表・講演を行なう場合、発表者の全員は、配偶者、一親等の親族、生計を共にするものも含めて、今回の演題発表に際して、医学研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係について過去1年間における COI 状態の有無を、抄録登録時に所定の様式により自己申告しなければならない。

筆頭発表者は共同演者も含めて該当する COI 状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に、あるいはポスターの最後に所定の様式により公表するものとする。

第2項

「医学研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、医学研究に関し次のような関係を持った企業・組織や団体とする。

- ① 医学研究を依頼し、または共同で行なった関係（有償無償を問わない）
- ② 医学研究において評価される療法・薬剤、機器などに関連して特許権などの権利を共有している関係

- ③ 医学研究において使用される薬剤・機材などを無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
- ④ 医学研究について研究助成・寄付等をしている関係
- ⑤ 医学研究において未承認の医薬品や医療機器などを提供している関係
- ⑥ 寄付講座などの資金提供者となっている関係

第3項

発表演題に関連する「医学研究」とは、医療における疾病の予防方法および治療方法の改善、疾病原因および病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される医学系研究であって、人間を対象とするものをいう。人間を対象とする医学系研究には、個人を特定できる人間由来の試料および個人を特定できるデータの研究を含むものとする。個人を特定できる試料またはデータに当たるかどうかは厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に定めるところによる。

第2条 (COI 自己申告の基準について)

COI 自己申告が必要な金額は、以下のごとく、各々の開示すべき事項について基準を定める。

- ① 医学研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ② 株式の保有については、1つの企業についての1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの権利使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする。

- ⑥ 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から医学研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 100 万円以上とする。
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 100 万円以上の場合とする。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者が所属している場合とする。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円以上とする。
但し、⑥、⑦については、発表者個人か、発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへの研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究費、奨学寄附金などの提供があった場合に申告する必要がある。

第 3 条（本学会機関誌などにおける届出事項の公表）

第 1 項

本学会の機関誌（肥満研究）などで発表（総説、原著論文など）を行なう著者全員は、発表内容が本指針細則第 1 条第 2 項に規定された企業・組織や団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去 1 年間における COI 状態を投稿規定に定める様式を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。この「Disclosed Potential COI」あるいは「自己申告による COI 報告書」の記載内容は、論文末尾、Acknowledgements または References の前に掲載される。規定された COI 状態がない場合は、「No potential COI was disclosed; 開示すべき COI はない」などの文言が同部分に記載される。

第 2 項

本学会が編集に携わったガイドラインなどの刊行にあたっては、関係した作成委員、評価委員、統括委員の COI 状態をまとめて刊行物中に開示しなければならない。この開示は記載内容に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関するものに限定する。

第4条（役員、委員長、委員などのCOI申告書の提出）

第1項

本学会の役員等（理事長、理事、監事、幹事）、学術講演会（学術総会、アデイポサイエンス・シンポジウム、他の講演会など）の会長、各種委員会のすべての委員長、特定の委員会（学術大会・講演会・その他の研究集会の運営委員会、生涯教育部会、学会誌編集委員、診療ガイドライン策定に関わる委員会、倫理委員会、利益相反委員会）の委員、暫定的な作業部会委員（小委員会、ワーキンググループなど）は、「医学研究のCOIに関する共通指針」のIV.申告すべき事項について、就任時の前年度1年間におけるCOI状態の有無を所定の様式にしたがい、新就任時と、就任後は1年ごとに、COI自己申告書を本学会の理事会へ提出しなければならない。既にCOI自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。但し、COIの自己申告は、本学会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

第2項

記載するCOI状態については、「医学研究のCOIに関する共通指針」のIV.申告すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は、第2条で示された基準額とし、本学会所定の様式にしたがい、項目ごとに金額区分を明記する。様式は就任時の前年度1年分を記入し、その算出期間を明示する。但し、役員などは在任中に新たなCOI状態が発生した場合には、8週以内に所定の様式を持って報告する義務を負う。

第5条（COI自己申告書の取り扱い）

第1項

学会発表のための抄録登録時あるいは本学会雑誌への論文投稿時に提出されるCOI自己申告書は提出の日から2年間、本学会理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。同様に、役員等の任期を終了した者、委員委嘱の撤回が確定した者に関するCOI情報の書類なども、最終の任期満了、あるいは委員の委嘱撤回の日から2年間、理事長の監督下に法人の事務所で厳重に保管されなければならない。2年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが

適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。学術講演会会長および各種委員会委員長に関する COI 情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

第2項

本学会の理事・関係役職者は、本指針細則にしたがい、提出された自己申告書を基に、当該個人の COI 状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネジメントならびに措置を講ずる場合、当該個人の COI 情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない（守秘義務）。

第3項

COI 情報は、第5条第2項の場合をのぞき、原則として非公開とする。COI 情報は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会などの活動を含む）、臨時の委員会などの活動などに関して、本学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の協議を経て、必要な範囲内で本学会の内外に開示もしくは公表することができる。但し、当該問題を取り扱う特定理事に委嘱して、利益相反委員会、倫理委員会の助言のもとにその決定をさせることを妨げない。この場合、開示もしくは公開される COI 情報の当事者は、理事会もしくは責任を委嘱された理事に対して意見を述べることができる。ただし、公表について緊急性があって意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

第4項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があった場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて COI 委員会（第6条）が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、本学会理事長が COI 委員会で対応できないと判断した場合には、理事長が指名する COI 審査委員会（以下、審査委員会と略す。）を設置する。審査委員会は理事長が指名する本学会会員若干名および外部委員1名以上により構成され、委員長は委員の互選により選出される。COI 委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。

審査委員会は開示請求書を受領してから可及的すみやかに委員会を開催してその答申を行なう。

第6条 (COI委員会)

本学会理事長は COI 委員会の委員長及び副委員長を指名し、理事会の承認を得る。また、COI 委員長は本学会会員若干名および外部委員1名以上を委員に指名しそれぞれ理事会の承認を得る。COI 委員会の委員は知り得た会員の COI 情報についての守秘義務を負う。COI 委員会は、本学会の理事会、倫理委員会と連携して、COI ポリシーならびに本指針細則に定めるところにより、会員の COI 状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行なう。委員にかかる COI 事項の報告ならびに COI 情報の取扱いについては、第5条の規定を準用する。

第7条 (違反者に対する措置)

第1項

本学会の機関誌などで発表を行なう著者、ならびに本学会講演会などで発表を行う筆頭発表者によって提出された COI 自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、本学会として社会的責任を果たすために COI 委員会が十分な調査、ヒアリング等を行なったうえで適切な措置を講ずる。深刻な COI 状態があり、説明責任が果たせない場合には理事長は、倫理委員会を設置して諮問し、その答申をもとに理事会で審議のうえ、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を講じることができる。既に発表された後に疑義などの問題が発生した場合には、理事長は事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回などの措置を講じ、違反の内容が本学会の社会的信頼性を著しく失う場合には、本学会の定款に従い、会員資格などに対する措置を講ずる。

第2項

本学会の役員、各種委員会委員長、COI 自己申告が課せられている委員およびそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に問題があると指摘された場合には、COI 委員会委員長は文書をもって理事長に報告し、理事長は速やかに理事会を開催し、理事会として当該指摘を承認するか

否かを議決しなければならない。当該指摘が承認された時、役員および役員候補者にあつては退任し、また、その他委員に対しては、当該委員および委員候補者と協議のうえ委嘱を撤回することができる。

第8条（不服申し立て）

第1項：不服申し立て請求

第7条1項により、本学会事業での発表（学会機関誌、学術講演会など）に対して違反措置の決定通知を受けた者ならびに、第7条2項により役員の退任あるいは委員委嘱の撤回を受けた該当者は、当該結果に不服があるときは、理事会議決の結果の通知を受けた日から7日以内に、理事長宛の不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、理事会が文書で示した撤回の理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、COI委員会に開示した情報に加えて異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

第2項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、本学会理事長は速やかに不服申し立て審査委員会（第5条第4項に記載）を設置しなければならない。審査委員会は審査請求書を受領してから可及的すみやかに委員会を開催してその審査を行なう。
2. 審査委員会は、必要がある時はCOI委員会委員長、倫理委員会委員長ならびに不服申し立て者から意見を聴衆することができる。
3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、本学会理事長に提出する。
4. 審査委員会の決定をもって最終とする。
本学会理事長は審査委員会の決定に基づき、第7条第1項に記載した措置に加えて必要な措置（当該者所属の責任者に報告すると共に、必要に応じて社会に対する公表などを含む）を講ずる。

第9条（守秘義務違反者に対する措置）

COI措置をマネジメントする上で、個人のCOI情報を知り得た学会事務

局職員は学会理事、関係役職者と同様に第5条第2項に定める守秘義務を負う。正規の手続きを踏まず、COI情報を意図的に部外者に漏洩した学会員、事務局員に対して、理事会がそれぞれ除名、解雇などの罰則を科することができる。

第10条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。COI委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、倫理委員会・理事会の決議を経て、変更することができる。

附則

第1条（施行期日）

1. 本細則は、平成27年2月1日から実施とする。
2. 本細則は、一部改訂の上、平成27年10月3日より執行する。

第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および医学研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として、数年ごとに見直しを行なうこととする。

第3条（役員などへの適用に関する特則）

本細則施行のときに既に本学会役員などに就任している者については、本細則を準用して速やかに所要の報告などを行なわせるものとする。

I. 目的

本学会は、その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み、「医学研究の COI に関する共通指針」（以下、本指針と略す）を策定する。本指針の目的は、本学会が会員などの利益相反状態を適切にマネジメントすることにより、研究成果の発表やそれらの普及・啓発などの活動を中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ、肥満学に含まれる疾患の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。したがって、本指針では、本学会会員などに対して利益相反についての基本的な考えを示し、本学会会員などが本学会の主催する各種事業に参加し発表する場合、また本学会機関誌に投稿・発表する際に、自らの利益相反状態を自己申告によって適切に開示し、本指針を遵守することを求める。

II. 対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- (1) 本学会会員
- (2) 本学会の学術講演会などで発表する者（非会員も含む）
- (3) 本学会の役員等（理事長、理事、監事（幹事を含む））、学術講演会（学術大会、その他の研究集会を含む）の担当責任者（会長など）、各種委員会の委員長、特定の委員会（学術大会・講演会・その他の研究集会の運営委員会、学術誌編集委員会、診療ガイドラインの策定に関わる委員会、倫理・医療安全委員会、利益相反委員会など）委員、暫定的な作業部会（小委員会、ワーキンググループなど）の委員
- (4) 本学会機関誌に投稿・発表する者
- (5) 本学会の事務職員
- (6) (1)~(5)の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

III. 対象となる活動

本学会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。

- (1) 学術講演会（年次総会、シンポジウムを含む）、関連学術講演会等の開催
- (2) 学会機関誌、診療ガイドライン、マニュアル、その他の出版物の発行
- (3) 内外の関連学術団体との連絡及び連携
- (4) 研究の奨励及び助成並びに研究事業の表彰
- (5) 研究及び調査の実施

- (6) 専門医制度の実施（専門医及び認定施設の認定・更新など）
- (7) 生涯学習活動の推進
- (8) 臨時に設置される調査委員会、諮問委員会などでの作業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

IV. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の(1)~(9)の事項で、細則で定める基準を超える場合には、その正確な状況を本学会理事長に申告するものとする。なお、申告された内容の具体的な開示、公開の方法については別に細則で定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2) 企業の株の保有
- (3) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- (5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する臨床研究費（治験、臨床試験費など）
- (7) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金など）
- (8) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (9) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究、教育、診療とは無関係な旅費や贈答品

V. 利益相反状態との関係で回避すべき事項

1. 対象者の全てが回避すべきこと

医学研究の結果の公表や診療ガイドラインの策定などは、純粹に科学的な根拠と判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。本学会の会員による、医学研究の結果とその解釈といった公表内容や、医学研究での科学的な根拠に基づく診療（診断、治療）ガイドライン・マニュアルなどの作成は、その医学研究の資金提供者などの恣意的な意図に影響されてはならず、また、本学会の会員は影響を避けられない契約を締結してはならない。

2. 医学研究の臨床試験責任者が回避すべきこと

医学研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ総括責任者には、次の項目に関して重大な利益相反状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 医学研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 医学研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- (3) 医学研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の科学的な顧問は除く）

但し、(1)～(3)に該当する研究者であっても、当該医学研究を計画・実行するうえで必要不可欠の人材であり、かつ当該医学研究が社会的に極めて重要な意義をもつような場合には、その判断と措置の公平性、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該医学研究の臨床試験責任医師にすることができる。

VI. 実施方法

1. 会員の責務

会員は医学研究成果を学術講演などで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を発表時に、本学会の細則に従い、所定の書式で適切に開示するものとする。研究などの発表との関係で、本指針に反するとの指摘がなされた場合には、理事会は利益相反を管轄する委員会（以下、利益相反委員会と略す）に審議を求め、その答申に基づき、適切な措置方法を講ずる。

2. 役員などの責務

本学会の役員（理事長、理事、監事、幹事）、学術講演会担当責任者（会長など）、各種委員会委員長、特定の委員会委員、および作業部会の委員は本学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で所定の書式に従い自己申告を行うものとする。また、就任後、新たに利益相反状態が発生した場合には規定に従い、修正申告を行うものとする。

3. 利益相反委員会の役割

利益相反委員会は、本学会が行うすべての事業において、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは、利益相反の自己申告が不適切で疑義があると指摘された場合、当該会員の利益相反状態をマネジメントするためにヒアリングなどの

調査を行い、その結果を理事長に答申する。

4. 理事会の役割

理事会は、役員などが本学会の事業を遂行するうえで、重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

5. 学術講演会担当責任者の役割

学術講演会の担当責任者（会長など）は、学会で医学研究の成果が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。なお、これらの措置の際に上記担当責任者は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

6. 刊行編集委員会の役割

刊行編集委員会は、学会機関誌などの刊行物で研究成果の原著論文、総説、診療ガイドライン、編集記事、意見などが発表される場合、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。本指針に違反していたことが当該論文掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員長は利益相反委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

7. その他

その他の委員長・委員は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する事態が生じた場合は速やかに事態の改善策を検討する。なお、これらの対処については利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて理事会は改善措置などを指示することができる。

VII. 指針違反者に対する措置と説明責任

1. 指針違反者に対する措置

本学会理事会は、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、倫理委員会（あるいは該当する委員会）に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議し

た結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置の全てまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本学会の講演会の会長就任禁止
- (4) 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- (5) 本学会の評議員の解任、あるいは評議員になることの禁止
- (6) 本学会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

指針違反者に対する措置が確定した場合、当該会員が所属する施設長並びに他の内科系関連学会の長へ情報提供を行なうものとする。

2. 不服の申し立て

被措置者は、本学会に対し不服を申し立てることができる。本学会の理事長は、これを受理した場合、速やかに不服申し立て審査委員会（暫定諮問委員会）を設置して、審査を委ね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

3. 説明責任

本学会は、自らが関与する場所で発表された医学研究の成果について、重大な本指針の違反があると判断した場合は、直ちに理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

VIII. 内科系、外科系学会との連携

本学会は、日本医学会ならびに内科系、外科系の多くの関連学会と密接に連携し、本指針の見直し作業、細則に関する情報交換などを行なうための協議の場を必要に応じて持つ。

IX. 細則の制定

本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

X. 指針の改正

本指針は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療および研究をめぐる諸条件に適合させるためには、定期的に見直しを行い、改訂することができる。

XI. 施行日

1. 本指針は 平成27年 2月 1日より施行する。
2. 本指針は一部改訂し平成27年10月3日より施行する。